

食品安全委員会運営規程（案）

（総則）

第1条 食品安全委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、食品安全基本法（平成15年法律第48号）及び食品安全委員会令（平成15年政令第273号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（開催）

第2条 委員会は、毎週1回開催することを例とするほか、必要に応じて臨時に開催できるものとする。

（意見の開陳等）

第3条 委員長は、適当と認める者に対して、会議への出席を求め、その説明又は意見の開陳を求めることができる。

（議事録の作成）

第4条 委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 決議

（雑則）

第5条 この規程に定めるもののほか、議事の手続その他運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

食品安全委員会の公開について（案）

（平成15年7月1日）

内閣府 食品安全委員会

1 委員会の活動状況の公開について

委員会の開催予定に関する日時、開催場所等については、公開する。

2 会議の公開について

委員会は原則として公開とする。ただし、公開することにより、委員の自由な発言が制限され公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、又は、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合については、非公開とする。

3 議事録等の公開について

- （1）委員会の議事録については、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合を除き、公開する。
- （2）非公開で開催された会議の議事録の公開に際しては、暫定的に発言者氏名を除いた議事録を公開し、さらに会議の開催日から起算して3年経過後に発言者氏名を含む議事録を公開する。

4 諮問、勧告、評価結果、意見等及び提出資料の公開について

- （1）委員会の諮問、勧告、評価結果、意見等については公開する。
- （2）委員会の提出資料については、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがあるものについては、非公開とする。

5 その他

- (1) 専門調査会に関しても、原則として委員会と同様の扱いとする。
- (2) その他、委員会の公開に関し必要な事項については、委員長が定めることとする。